

平成 28 年 6 月 15 日

地域発コンテンツの広域発信支援事業について公募要項

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

特定非営利活動法人映像産業振興機構では、平成 28 年度経済産業省予算による「地域発コンテンツの広域発信支援事業」における間接補助事業者を下記の要領で公募致します。

1. 事業目的

地域の製造・観光事業者等とコンテンツ制作企業が一体となって、製品やサービス・観光資源の魅力を P R し、地域の製造・観光事業者等の広域販路開拓を促進するプロモーション映像等の制作等を行い、コンテンツ産業の振興と地域経済活性化を促進することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 概要

地域の製品やサービス・観光資源の魅力を広域的に P R するため、コンテンツ制作企業と製造・観光事業者等が企業連携体（コンソーシアム）を形成して行うプロモーション映像等（実写・アニメ等）のコンテンツづくりに対して支援を行う。

(2) 本事業の対象とする取組

外部の有識者による審査委員会により、地域の製品やサービス・観光資源の魅力をコンソーシアムが発信する取組を選定します。

(3) 補助内容

プロモーション映像等の P R コンテンツを作成するにあたって必要となる経費。（補助率、補助対象経費は後掲）

3. 実施期間

(1) 事業期間

交付決定日～平成 2 9 年 2 月 2 8 日

(2) 補助金の支払期限

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

4. 応募資格（申請者）

- ① 日本に拠点を有している法人
- ② 本業務を円滑に遂行するために必要な組織・人員等を有し、かつ、資金等についての十分な管理能力を有していること
- ③ コンテンツ制作についての十分な知識・経験を有している者
- ④ コンテンツ制作企業と製造・観光事業者等の併せて3者（組織・団体含む）以上が企業連携体（コンソーシアム）を形成していること

5. 応募手続き

（1）公募期間

公募開始日：平成28年 6月15日（水）

公募締切日：平成28年 7月 5日（火）17：00必着

（2）説明会の開催

開催日時：平成28年6月22日（水）10：30～

場所：東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル2F

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

※ 説明会への参加を希望する方は必ず「9. 問い合わせ先」のメールアドレスへ「事業者名」「所属（部署名）」「氏名（ふりがな）」「説明会参加希望」を明記の上、6月20日（月）17時までにご連絡ください。

（3）応募に必要な書類

- ① 様式1 交付申請書
- ② 事業申請書 指定書式
 - ・申請者情報
 - ・連絡窓口情報
 - ・コンソーシアムを形成する企業の一覧
- ③ 事業提案書 書式自由
 - ・制作するコンテンツの概要
 - ・実施体制図・役割・スケジュール（制作後の権利関係図も示すこと）
 - ・制作コンテンツを広域的・効果的に発信する方法とその効果見通し
 - ・その他必要に応じて参考資料（任意、自治体との連携を示す資料等）
- ④ 経費支出計画書 書式自由
- ⑤ 登記簿謄本（3か月以内、写し可）
- ⑥ 直近過去2年分の財務諸表

<注意事項>

- 原本、副本及び電子データ（PDF等）をCD-RまたはUSBで提出してください。
- 各書類は、A4版片面刷りで作成し、クリップ綴じまたは平綴じファイル等に収容して提出してください。
- 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮致しますが、採択された場合には、事業の透明化のため、契約者名、契約金額を公表することがあります。
- 応募書類等の作成費用は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となります。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は郵送または持参により以下に提出してください。郵送の場合は記録の残る郵送方法を推奨します。封筒には「地域発コンテンツの広域発信支援事業 応募書類」と記載してください。持参の場合は、提出時に受取証を発行しますので、名刺等ご所属を確認できるものをお持ち下さい。

〒104 - 0045

東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル 2F

特定非営利活動法人 映像産業振興機構 「地域発コンテンツの広域発信支援事業」
担当宛

※ FAX、E-mailによる提出は受け付けません。

※ 締切日時を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切日時までに届かない場合もありますので、期限に余裕を持って送付ください。

6. 審査・採択について

(1) 審査方法

外部の有識者による審査委員会で審査を行いますが、必要に応じて、追加資料の提供や応募書類についてのヒアリング・プレゼンテーションを求める場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

(必須事項)

- ① 申請者が「4.応募資格」を満たしているか

- ② 本事業の目的に合致しているか
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か
- ④ 地域の製品やサービス・観光資源がコンテンツ内に登場し、その魅力を発信する取組か（地域の製品やサービス・観光資源の有形・無形については不問）
- ⑤ 地域の製造・観光事業者等とコンテンツ制作企業が一体となった取組であり、それぞれの役割が明確となっているか（製品等の素材提供も含む）
- ⑥ 予定される権利処理方法・関係が適切なものとなっているか
- ⑦ 申請者及びその実施体制において本事業の関連分野に関する十分な知見及び実績を有しているか

(加点事項)

- ⑧ 広域的・効果的な発信力を備えている取組（複数国への配信、インターネット配信等を通じた視聴者数）
- ⑨ 多くの製造・観光事業者等と連携した取組
- ⑩ 事業終了後も見据えたビジネス展望の大きな取組
- ⑪ 製品・サービス自体がキャラクター等のコンテンツと連携している取組
- ⑫ 本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られる取組
- ⑬ 自治体と緊密に連携した取組

(特に地域活性化に資すると認められる観点（補助率2/3の条件))

- コンテンツ制作企業が中小企業であり、かつ、コンソーシアム構成員・団体のうちの半数以上が中小企業・個人事業主から構成されていること。
- 審査委員会において特に地域経済活性化に資すると認められるもの

(中小企業者の定義について)

・製造業その他

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300以下の会社及び個人

・卸売業

資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

・小売業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

・サービス業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が

100 人以下の会社及び個人

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された事業者については、当該事業者に対してその旨を通知するとともに、当機構のホームページ上で公表します

7. 注意事項

補助を受ける際の注意事項は以下のとおりです。

- 補助金の支払を受けた事業について、事業者名、事業名、補助金額等を公表することがあります。
- 補助金及び政策の効果測定のため、補助金や事業に関するアンケート、ヒヤリング、インタビューに協力いただく必要があります。
- 補助を受けたコンテンツは、平成27年度補正予算「地域発コンテンツ海外流通基盤整備事業」の「著作物の権利関係情報集約化事業」によって運営されるデータベースにコンテンツの「権利関係情報」を登録する必要があります。
- 本事業終了後5年間にわたり、本事業において制作したコンテンツの活用・配信状況について御報告を頂きます。
- 本事業期間中に直接的な収入（制作したコンテンツ自体の販売等）による収益が見込まれる場合は必ず報告いただく必要があります、収益額については補助金額交付時に補助金の減額が発生します。（収入（売上）が自己負担経費を上回った場合を「収益の発生」とします）

※ただし、制作したコンテンツでPR等を行う製品やサービス等の売上については副次的な収入として、直接的な収入には含まれません。

8. 採択の要件

採択件数：14件程度

補助上限：一件あたり1000万円

補助率：原則1/2（但し、申請者条件が満たされる場合であって審査委員会において特に地域経済活性化に資すると認められる場合：2/3）

補助対象経費：対象とする経費は、事業遂行に直接必要な経費であり、具体的には下表のとおりです。

経費項目	内容
I. 事業費	本事業を行うために必要な以下の経費
設備費	会場・施設、機材・備品等（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の借用や操作に必要な経費

物品購入費	物品（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
外注費	事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないものの外注に要する経費。ただし、軽微な外注（①50万円未満のもの、②印刷費、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること
印刷製本費	報告書等の印刷製本に関する経費
人件費	事業に直接従事する人員の直接作業時間に係る経費（含む出演料）
その他諸経費	その他本事業を行うために必要な経費
II. 委託費	事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないものの一部を委託する経費。ただし、軽微な再委託（50万円未満のもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること

（2）経費として計上できない費用（一般管理費を除く）

- ① 平成 27 年度補正予算「地域発コンテンツ海外流通基盤整備事業」によって補助対象とされている経費（コンテンツのローカライズ・プロモーションに係る海外渡航費、広報宣伝費、字幕・吹き替え費等）は除く
- ② 他の助成金・補助金等の支援を受けた費用
- ③ 交付決定日より前に発注した費用
- ④ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ⑤ 税務申告・決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ⑥ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ⑦ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合があるので、担当者に相談のこと。）
- ⑧ その他事業に関係ない経費

9. 問い合わせ先

お問い合わせは E-mail で以下のメールアドレス宛てにお願いします。

問い合わせメールアドレス：koiki-question@vipo.or.jp

- ※ お問い合わせの際は、件名を「地域発コンテンツの広域発信支援事業についての質問」とし、本文に「事業者名」「所属（部署名）」「氏名（ふりがな）」を明記してください。
 なお、お問い合わせ内容と回答は、公募の公正性を鑑み、個人情報伏せた上で公表

することがあります。

以上